

規約の規定は、令和2年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規約による変更前の岡山市町村総合事務組規約第3条第6号に規定する住民の交通災害共済に関する事務については、令和4年5月31日までは、なお従前の例による。

議案第90号参考資料

岡山市町村総合事務組合規約新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、別表第2に掲げる組合市町村の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 常勤の職員(岡山市町村職員共済組合の組合員である者に限る。)に対する医療補助金の給付、生活資金の貸付け、結婚祝金の給付、<u> </u>等福利厚生を増進に関する事務</p> <p>(5) (略)</p> <p>別表第2(第3条関係)</p>	<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、別表第2に掲げる組合市町村の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 常勤の職員(岡山市町村職員共済組合の組合員である者に限る。)に対する医療補助金の給付、生活資金の貸付け、結婚祝金の給付、<u>成人祝金の給付</u>等福利厚生を増進に関する事務</p> <p>(5) (略)</p> <p><u>(6) 住民の交通災害共済に関する事務</u></p> <p>別表第2(第3条関係)</p>
<p>第3条第1号に関する事務～第3条第5号に関する事務 (略)</p>	<p>第3条第1号に関する事務～第3条第5号に関する事務 (略)</p> <p>第3条第6号に<u>久米南町、美咲町</u>に関する事務</p>

岡山市町村総合事務組合規約新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>別表第1(第2条関係)</p> <p>岡山市</p> <p>(略)</p>	<p>別表第1(第2条関係)</p> <p>岡山市</p> <p>(略)</p>

<u>柵原吉井特別養護老人ホーム組合</u> (略)		<u>美作養護老人ホーム組合</u> (略)	
別表第2(第3条関係)		別表第2(第3条関係)	
第3条第1号に井原市、(略)、東備消防組合	第3条第1号に井原市、(略)、東備消防組合、美作養護老人ホーム組合、 関する事務	第3条第1号に井原市、(略)、東備消防組合、美作養護老人ホーム組合、 関する事務	第3条第1号に井原市、(略)、東備消防組合、美作養護老人ホーム組合、 関する事務
第3条第2号及玉野市、(略)、東備消防組合	第3条第2号及玉野市、(略)、東備消防組合、美作養護老人ホーム組合、 び第3号に關す柵原吉井特別養護老人ホーム組合、(略) する事務	第3条第2号及玉野市、(略)、東備消防組合、美作養護老人ホーム組合、 び第3号に關す柵原吉井特別養護老人ホーム組合、(略) する事務	第3条第2号及玉野市、(略)、東備消防組合、美作養護老人ホーム組合、 び第3号に關す柵原吉井特別養護老人ホーム組合、(略) する事務
第3条第4号に關する事務・第3条第5号に關する事務 (略)		第3条第4号に關する事務・第3条第5号に關する事務 (略)	